



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

Vol.130
新年号

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

謹賀新年



本年もよろしくお願ひ申し上げます

(公社)

栃木県産業資源循環協会

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|------|-----|-----|-----|-----|----|
| 監事 | 監事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 専務理事 | 副会長 | 副会長 | 副会長 | 副会長 | 会長 |
| 手塚 | 茂垣 | 藤原 | 五月女 | 佐久間 | 吉成 | 高橋 | 安永 | 熊本 | 白井 | 若月 | 白石 | 仲田 | 田城 | 湯澤 | 加藤 | 山本 | 神山 | 山口 | 菊池 |
| 秀文 | 恒雄 | 原太 | 造 | 基 | 智 | 昇 | 辰 | 範 | 伸太郎 | 裕之 | 純也 | 陽介 | 昇 | 元浩 | 和弘 | 久一 | 昌彦 | 文伸 | 清二 |

事務局職員一同

新年の御挨拶



公益社団法人栃木県産業資源循環協会 会長 菊池 清二

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、北京オリンピックのハーフパイプで平野歩夢選手が金メダルを獲得し、明るい話題でスタートを切りましたが、2月にロシア軍がウクライナに侵攻し、7月には安倍首相が参議院選挙の応援演説中に銃撃され死亡しました。一方、県内に目を向けますと、コロナ禍の中、2年間中止されていた国民体育大会、「いちご一会とちぎ国体」が無事開催され、天皇杯、皇后杯はともに2位となり、協会の大家さんである栃木県立美術館が50周年を迎えました。

協会といたしましては、賀詞交歓会や2月に予定しておりました「労働安全衛生に関する研修会」、優良産業廃棄物処理施設等の視察研修会は、新型コロナウイルス感染状況を考慮し中止しましたが、社員総会、理事会、反社会的勢力排除のための研修会、産業廃棄物処理業における実務者研修会やトップセミナーにつきましては、感染防止対策を講じ実施することができました。現在も新型コロナウイルス感染症は、第8波の真ただ中ではありますが、政府は行動制限をかけない方針であり、今年には可能な限り各種事業を開催したいと思っております。

いよいよ今年9月には、県営管理型産業廃棄物最終処分場、「エコグリーンとちぎ」が稼働します。これまで、管理型の産業廃棄物を最終処分する際には、処分先の県から事前協議を求められたり、運搬費用をかけて他県まで運び処分をお願いしておりました。この手間とコストが減りますので、円安等による物価高、コスト高の中、大いに期待したいと思います。また、運搬時に発生します二酸化炭素が削減され、カーボンニュートラルにも大いに貢献します。私たちの業界にとっても、栃木県の経済界にとっても、長年の悲願でありました管理型産業廃棄物最終処分場であり、期待が現実のものになる年でもあります。予定通り、安全にかつ円滑に事業が開始されることを願うばかりです。

昨年も、「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき、県と市町、関係団体で、災害廃棄物処理の図上伝達訓練を実施し、災害に備えたところでもあります。また、今後、家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定につきましても、県と締結し業界の社会的地位の確立を図りたいと思っております。

協会運営につきましては、中小企業が多い会員の現状を踏まえ、廃棄物に対する県民理解の促進、適正処理の確保、社会的地位向上を図る事業が求められ、このため、毎月発行する会報の中身を充実し、多方面から情報を取り入れ、会員の皆様に情報提供することが求められます。昨年からは、ホームページをスマホ対応にし、セキュリティアップを図り、トップページのタイトルを「静脈産業から動脈産業へ」に変えました。また、会員の皆様の声を事業に反映するため、毎年、協会に対するアンケート調査なども引き続き実施して参ります。新型コロナウイルス感染により社会が一変し、各国で行うインフレ対策により世界経済もリセッションに陥ってしまうのか、日本の経済もどうなるのか先が見通せません。今後とも会員皆様の御協力のもと、一步一步着実に前に進めてまいりたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

結びに、会員の皆様の益々の御発展と御健勝を御祈念申し上げまして年頭のあいさつとします。

新年の御挨拶



栃木県環境森林部長 小野寺 一行

皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、本県の環境行政、とりわけ資源循環及び廃棄物の適正処理の推進に特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症対策について、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、保健・医療対策の整備やワクチン接種促進に向けた取組を着実に進めているところであり、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、県民生活・地域経済の安定の確保に不可欠な廃棄物処理業務の担い手として、処理体制の維持に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

また、災害廃棄物処理対策については、貴協会を含む関係団体の御協力のもと、昨年夏に災害時を想定した電話やメール等による支援要請伝達訓練を実施し、伝達に係る課題の整理及び災害時における対応力の向上を図ることができたと考えております。

さて、県では、令和3年3月に「栃木県資源循環計画」を策定したところですが、令和5年度は計画期間の中間年度に当たり、計画に掲げる目標の達成に向け、引き続き各種施策に取り組んで参ります。

特に、「廃棄物・リサイクル産業の育成」につきましては、貴協会の協力をいただきながら、リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業や県内小学校における廃棄物処理施設等に関する出前授業を実施し、県民等に対して、処理施設の役割やその必要性について理解促進を図って参ります。

また、「資源循環推進体制の確保」に掲げる県営処分場「エコグリーンとちぎ」の整備につきましては、安全で安心な処分場となるよう、引き続き関係者の皆様に御協力をいただきながら、本年9月の稼働に向けて着実に事業を進めて参ります。

加えて、県では2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、新たな条例の制定に向け準備を進めているところであり、昨年3月に策定した「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」に掲げる目標達成に向けて、資源循環に係る分野も含めた各種取組を推進して参ります。

資源循環の実現のためには、第一線で御活躍されている貴協会並びに会員の皆様の御理解、御協力が必要不可欠ですので、県の各種取組につきまして、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員の皆様の御健勝と益々の御繁栄を心より祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

新年の御挨拶



宇都宮市環境部長 船山 伸一

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から本市の環境行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年2月に発生いたしました本市の清掃工場であるクリーンパーク茂原における火災事故につきましては、市民や事業者の皆様に変御迷惑をおかけいたしました。

特に、貴協会の会員におかれましては、本市の一般廃棄物の処理に御支援と御協力をいただき、厚く感謝を申し上げますとともに、この度、無事、施設が復旧に至りましたことを、改めて御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き、その予防に十分な留意を必要とする状況にありますが、一方で、経済状況も回復の兆しが見えつつあり、いわゆるウイズコロナの時代が始まったとも言える状況にあります。

このような中におきましても、世界的には2050年のカーボンニュートラル達成を目指し、様々な地球温暖化対策が進められており、資源循環の高度化を通じた循環経済への移行など、脱炭素の基盤となる重点対策が注目を集めています。

現在、本市では、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする、「ゼロカーボンシティ」を目指し、令和4年9月に「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」を策定し、11月には国の「脱炭素先行地域」に選定されるなど、2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロにできるよう、市民・事業者・行政が一丸となった取組を進めているところであります。

また、本年8月には、本市の総合的な公共交通ネットワークの要である「LRT」が、JR宇都宮駅東側でいよいよ開業いたします。

LRTは、家庭ごみ等の焼却による発電や太陽光発電による再生可能エネルギーの供給を受けて走行する、二酸化炭素を排出しない「ゼロカーボントランスポート」を実現する全国初の取組です。

本市といたしましては、LRTを基軸とした環境負荷の少ない都市構造など、本市の脱炭素化に資する地域資源を活かし、育みながら、「環境未来都市うつのみや」の実現やSDGsの達成を目指してまいりますので、会員の皆様におかれましても、業界におけるリーダーシップを存分に発揮いただき、これからも、限りある資源の循環利用について御尽力を賜り、本市の取組に、引き続き、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と、会員皆様方のより一層の御活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

第65回理事会を開催

12月8日(木)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第59回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事15名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 賀詞交歓会の開催
感染防止対策を徹底し、令和5年1月20日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて立食形式で開催することが決まりました。
2. 労働安全衛生に関する研修会の開催
感染防止対策を徹底し、令和5年2月15日(水)、とちぎ福祉プラザにおいて開催することが決まりました。
3. 令和4年度産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催
感染防止対策を徹底し、令和5年1月19日(木)、パーティにおいて開催することが決まりました。
4. 新規加入会員の承認
正会員1社(高橋商事株式会社)、賛助会員1社(株式会社クリーンテックとちぎ)の加入申込が承認されました。

【報告事項】

1. 反社会的勢力排除のための研修会の開催結果
10月13日(木)、栃木県総合文化センターにおいて開催された概要について報告しました。
2. 令和4年度関東管区内暴力追放功労団体表彰
10月28日(金)、栃木県総合文化センターにおいて開催された概要について報告しました。
3. 産業廃棄物処理業における実務研修会の開催結果
11月2日(水)、栃木県総合文化センターにおいて開催された概要について報告しました。
4. 関東地域協議会の開催結果
11月25日(金)、山梨県甲府市の古名屋ホテルにおいて開催された概要について報告しました。
5. 会員の異動
退会した会員があり、11月30日現在の正会員は193社、賛助会員は23社、合計216社であることを報告しました。
6. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
7. 当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【正会員1社、賛助会員1社】

○高橋商事株式会社 代表取締役 高橋 靖忠 <http://www.cleanup-recycle.co.jp>
茨城県筑西市横島135 TEL 0296-24-3131 FAX 0296-24-3182
(小山工場) 栃木県小山市萱橋646-1 TEL 0285-49-3131 FAX 0285-49-3182

◆中間処理業(破碎、切断) 栃木県 2019年8月30日

①破碎に係るもの

廃プラスチック類、木くず(建設廃棄物に限る)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

②切断に係るもの

金属くず

○株式会社クリーンテックとちぎ 代表取締役 安藤 由紀男
栃木県宇都宮市東宿郷3-1-9 あかねビル2階 TEL 028-666-6500 FAX 028-666-6501

【業種】産業廃棄物処理業

トップセミナーを開催

12月9日(金)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、産業廃棄物処理業等に関わる環境の変化や社会的ニーズに対応するため、産業廃棄物処理業者の経営者層を対象に開催され、36名が参加しました。

今年度のセミナーは、芝田弁護士から企業の成長戦略としてのM&Aや経営者のハッピーリタイアメントとしてのM&Aの活用法について事例を参考に対策等を学んだほか、足利銀行ビジネスソリューション営業部吉田次長から事業承継の動向や考え方、M&Aの手法等について実際に起きた事例を交えてポイントを整理しながら勉強しました。



【講義する芝田先生】



【講義する吉田次長】

産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催について

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備えた人材であることを評価する試験を、令和5年2月19日(日)に栃木会場をはじめ全国12会場において「産業廃棄物処理検定」を開催いたします。

そこで、当協会では処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を次のとおり開催いたします。参加を希望される方は、当協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和5年1月19日(木) 10:00～16:00
2. 会 場 パルティ 研修室301 宇都宮市野沢4-1 TEL 028-665-7700
3. 内 容 産業廃棄物処理の基礎、産業廃棄物委託処理と委託契約、産業廃棄物管理票・帳簿
4. 講 師 (公社)栃木県産業資源循環協会 常務理事 湯澤 元浩 氏
5. 参加費 当協会員 2,000円、非会員 4,000円(税込、テキスト代含む)
6. 定 員 30名

労働安全衛生に関する研修会の開催について

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るため、労働安全衛生に関する研修会を開催いたします。

最近の労働災害事例に対する安全対策及び産業廃棄物業に関連する道路交通法や建設業法の改正について、写真や動画を使用して解説いたします。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和5年2月15日(水) 14:00～16:30
2. 場 所 とちぎ福祉プラザ 第2研修室 宇都宮市若草1-10-6 TEL 028-621-2940
3. テーマ 最近の労働災害事例と関連法令の改正情報
4. 講 師 二階堂労働安全コンサルタント事務所 二階堂 久 氏
5. 定 員 50名
6. 受講料 当協会員 無料、非会員 3,000円

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会の **有限会社野辺工業** に訪問しました。

1 会社概要

会社名：有限会社野辺工業 代表取締役 平田 光男

本 社：栃木県下都賀郡野木町大字丸林 613-11

TEL 0280-56-2126 FAX 0280-57-2505 ホームページ <http://www.nobekogyo.co.jp>

野木工場（焼却・破砕）：栃木県下都賀郡野木町大字佐川野 1755-1

TEL 0280-56-2704 FAX 0280-57-0241

下野工場（切断・破砕・圧縮梱包・積替保管）：栃木県下野市柴字飯塚 1132-13

TEL 0285-32-6318 FAX 0285-32-6319

設 立：昭和 46 年 5 月 1 日 従業員 45 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業（焼却、切断、破砕、圧縮梱包）

栃木県許可番号 00920017040

○産業廃棄物収集運搬業

栃木県（00910017040）、茨城県（00801017040）、群馬県（01000017040）、
埼玉県（01110017040）、東京都（13-00-017040）、千葉県（01200017040）、
神奈川県（01402017040）、福島県（00707017040）、宮城県（00400017040）

【栃木県一般建設業】 許可番号（般-30）第 2563 号

【古物商許可】 第 411070001702 号

【主な認定・認証取得】 ISO9001、ISO14001

3 経営理念・環境方針

- （1）地域社会とのコミュニケーションを大切にし、お客様のご要望に誠実に対応し、顧客の満足度を高めながら、社会の発展と地球環境の保全に取り組みます。
- （2）「人材から人財へ・企業から貴業へ」を目指し、挑戦を続けます。
- （3）企業の社会的責任に基づき、「確かなサービスの提供と循環型社会への貢献」を約束し、実行します。これらを継続的に推進・改善するため、「有限会社 野辺工業統合マネジメントシステム」を構築・運用し、見直しを実施します。

4 会社からひと言

当社はおかげさまで創業 51 周年を迎えることができました。これからも土木・建築工事・解体工事・廃棄物運搬・中間処理の業務を通し、地域の発展と清潔で住みよい環境づくりに貢献してまいります。



野木工場



下野工場

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



ここ数回は、初心に帰り「基礎知識」から出題しています。前回は「大工仕事」「工事」関連の内容でしたね。では、さっそく宿題の確認からしてみましょう。

宿題Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する柱の木片の木くずは産業廃棄物である
- (2) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する塩ビ管のくずは産業廃棄物である
- (3) 日曜大工で個人が排出するコンクリート破片は産業廃棄物である
- (4) 日曜大工で個人が排出する壁紙の紙くずは一般廃棄物である
- (5) 日曜大工で個人が排出する端材の木くずは一般廃棄物である

【解説】

一般住宅の新築工事は建築業者が行う建設業に伴う事業活動であるが、個人が行う日曜大工の場合は事業活動ではなく、当該日曜大工から排出した廃棄物はすべて一般廃棄物に該当する。

正解 (3)

この問題は、第21条の3に規定する「建設廃棄物の排出者」という予備知識も必要になります。第21条の3では、(原則)建設廃棄物の排出事業者は建設工事の元請業者で規定でしたね。したがって、(1)(2)ともに建設しているものがいくら一般住宅であっても、ここから排出される廃棄物の排出者は元請業者であり、「事業活動を伴って排出されている」と考えるわけです。その上で、(2)の「塩ビ管」は排出業種が限定されない「廃プラスチック類」に該当するので、すぐに産業廃棄物だと判断が付く。(1)の「木くず」は業種が限定されますが、その指定業種に「建設業」が入っていますから、これも産業廃棄物となります。(3)～(5)は「解説」とおり「個人が行う日曜大工」は事業活動ではなく「趣味」なので、事業活動は伴わずに発生していて、したがって一般廃棄物という考えです。ちなみに、器用な方は自分で自宅を建ててる人もいますが、それが商売、「業」でない限り、いくら大きな自宅でも排出される廃棄物は一般廃棄物ということになります。それは廃プラスチック類であろうとコンクリート殻であろうと、同じ事です。

次の問題もちょっと違った要因を含む「区分」問題としましょうか。

Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事により取り外し、不要となった金属製の風呂釜は産業廃棄物である。
- (2) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事により取り外し、不要となったアルミサッシは産業廃棄物である。
- (3) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事により取り外し、不要となったステンレスの流し台は産業廃棄物である。

～廃棄物処理問題～

- (4) 住宅の増築に伴う土地造成工事を請け負った建築業者が当該工事により伐採した樹木は一般廃棄物である。
- (5) 改築工事を請け負った建築業者が当該工事の仮設トイレから排出したし尿は一般廃棄物である。

【解説】

住宅などの改築や増築工事は建築業者の建設業に伴う事業活動であり、工作物の新築、改築又は除去に伴って排出される紙くず、木くず、繊維くずやがれき類などのほか、業種の指定がない廃プラスチック類やガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずなどが産業廃棄物に該当する。特に木くずについては、住宅の増築や林道の開設など工作物の設置に伴い除去する樹木も産業廃棄物の木くずに該当する。なお、工作物の新・改築、解体が伴わずに発生する剪せんでい定枝は一般廃棄物である。また、し尿については、法第2条第4項第1号及び政令第2条の産業廃棄物の定義に規定されておらず、一般廃棄物に該当する。

正解 (4)

この問題はある程度廃棄物処理法を勉強している方の方が迷ったのではないかと思います。

(1)～(3)は前出問題の解説等でおわかりかと思いますが。(4)ですが、実はBUNさん以前は「生木、立木は一般廃棄物」と思っていました。というのは、平成9年の政令改正までは産廃木くずは次の規定だったんです。「二 木くず（建設業に係るもの（工作物の除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。）」大抵の「生木、立木」は「工作物」ではないでしょうから、この規定なら「生木、立木は一般廃棄物」でしょう。ところが、平成9年の政令改正で「二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。）」と「工作物の新築、改築」が追加されました。それでも、普通に考えれば「建物を建てる時に生木、立木は廃棄物として発生なんかしないだろう」と思っちゃいますよね。BUNさんだけでなく、世の中の多くの方が「生木、立木は一般廃棄物」と思っていたようで、平成10年に富山県から当時の厚生省に照会がなされたんです。その照会に「山間地に道路整備をするんだけど、その工事箇所から伐採木、伐根が出てくるが、これは産廃か？」という趣旨でした。これに対して、旧厚生省は「産業廃棄物に該当する」と回答したんです。たしかに、「工作物そのもの」とは規定しておらず、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた」という定義からすると、元々は自生していた立木、生木でも「工作物の新築」のための造成工事に伴って発生するのであれば、産廃木くずの「定義」に該当しますよね。

(5)の「し尿」は典型的な一般廃棄物として扱われています。ただし、下水道で処理された後の「下水道汚泥」は産業廃棄物です。しかし、しかし、浄化槽法で規定する浄化槽で処理された後の「浄化槽汚泥」はやはり一般廃棄物です。この辺は、廃棄物処理法スタート時の旧厚生省と旧建設省での協議の結果なのかも。(たぶん)ということで、この問題は全くの初心者よりも、経験豊富で昔のことやいろんな運用を知っている人の方が迷った問題かも知れませんね。

では、今回の宿題は一般廃棄物つながりから直接関係する人は少ないかと思いますが、廃棄物処理法の理念、仕組みを知っていただくために考えていただきましょう。



宿題Q

次のうち、一般廃棄物処理施設として民間が設置するときに設置許可が不要な施設はどれか。

- (1) 埋立面積 800m² の最終処分場
- (2) 処理対象人員 450 人のし尿処理施設
- (3) 火格子面積が 3m² の焼却施設
- (4) 一日あたりの処理能力が 9t の生活排水汚泥の脱水施設
- (5) 処理対象人員 501 人の浄化槽

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○機密文書と専ら物

オフィス等から廃棄する機密文書について、廃棄物処理法はどのように適用されるのでしょうか。機密文書には営業秘密や個人情報が含まれるため、企業は確実にその情報を消去する必要があります。また機密文書は、古紙としての資源価値もあります。多くの企業は、情報の漏洩を防止する手順を確立している物流業者、古紙問屋、製紙会社、廃棄物処理業者等に引渡し、裁断又は溶解処理を委託しています。廃棄物処理法の適用としては、機密文書は事業系一般廃棄物の専ら物（法第7条第1項但書、同条第6項但書）に該当し、委託先に一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業許可は不要となり、処理委託契約書締結・マニフェストも不要であり、かつ再委託可能となります。

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年12月19日掲載）

○再生原料・再生部品の廃棄物該当性

資源価格の高騰等により、副産物だけではなく市場からの回収品を再生原料として利用する動きが高まっています。

今年、資源価格の高騰やサプライチェーンの乱れにより、原料・部品不足が発生し、製造事業に支障が生じました。また、プラスチック資源循環促進法への対応、温暖化対策等の観点から再生利用率の向上も重要となっています。そこで、自社だけではなく、グループ会社、サプライチェーン関連会社等から、副産物や販売済品を回収し、再生原料及び再生部品として活用する動きが高まっています。このような取引は無償であることが多いため、輸送及び利用段階で廃棄物該当性が問題となります。

東京高等裁判所平成20年4月24日判決では、有償売却と必ずしもいえない事案の取引価値の判断について、「当該物件の再生利用に関連する一連の経済活動の中で、各事業者にとって、一定の価値があるかどうかという点を、取引価値の判断の一要素として加えることは許されるべきものと考えられる。しかし、このように判断の一要素として加えるとしても、そのためには単に受入業者により再生利用が行われているというだけではなく、その再生利用が製造事業として確立したものであり、継続して行われていて、当該物件がもはやぞんざいに扱われて不法に投棄等がされる危険性がなく、廃棄物処理法の規制を及ぼす必要がないというような場合でなければならない」と判断しています。輸送及び利用にあたっては、品質管理・安全基準の作成と実施などにより、製造事業として安定的な利用を確保すれば、廃棄物に該当しないと判断することが可能でしょう。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail3?id=36986

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年12月5日掲載）

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



フォークリフトやバックホウなどの作業計画

車両系荷役運搬機械（フォークリフトなど・労働安全衛生規則第151条の3）や車両系建設機械（バックホウなど・労働安全衛生規則第155条）による作業を安全に行うためには、あらかじめ、作業の場所や作業に用いる機械などの状況を確認した上で、作業方法を検討し、作業計画を定めなければなりません。このほかに、高所作業車を用いる作業（労働安全衛生規則194条の9）や移動式クレーンを用いる作業（クレーン等安全規則66条の2）も同様です。

2022年に栃木県内で、作業計画を定めていなかったため、法令違反として送検されています（図表1）。まだ作成していなかった事業場は、図表2や図表3の作成例を参考にしてください。

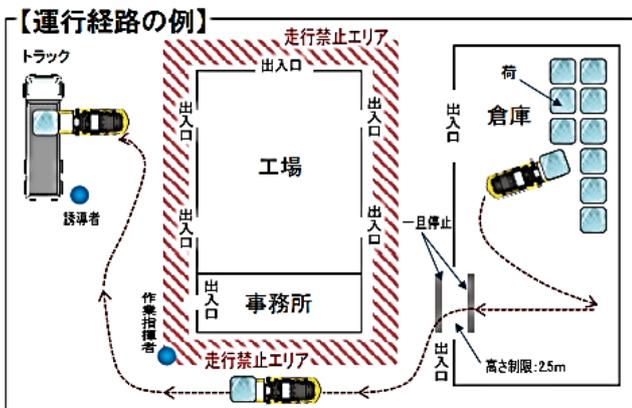
図表1 労働基準関係法令違反に係る公表事案（栃木労働局）《抜粋》

| 企業・事業場名称 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|----------|--------------------------------|---|-----------|
| 栃木県A社 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3 | 車両系荷役運搬機械等を用いた作業を行わせるにあたり、 作業計画を定めていなかったもの | 令和4年1月送検 |
| 栃木県B社 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3 | 車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う際、あらかじめ 作業計画を定めていなかったもの | 令和4年11月送検 |

図表3 作業計画の作成例（大阪労働局）

| | | | | | |
|---------------------|---------------------------------------|-----|-----------|-------|--|
| 作成年月日 | 平成27年5月28日(木) | | 計画作成者 | 〇〇〇〇 | |
| 作業名 | 木箱のトラック積み込み作業 | | 作業指揮者 | 〇〇〇〇 | |
| 作業実施日時 | 平成27年6月5日(金)8時00分～平成28年3月31日(火)17時00分 | | | | |
| 荷 | 品名 | 荷姿 | 個数 | 一個の重量 | 備考 |
| | 精密機械 | 木箱 | トラック1台に5個 | 1トン | |
| 使用するフォークリフト及び従事者 | 車両番号 | 能力 | 運転者 | 誘導者 | 備考 |
| | LO1-5523 | 2トン | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 | |
| フォークリフトの運行経路 | | | | | |
| | | | | | 立入・走行・禁止箇所 ① 設定なし ② 設定あり（具体的に掲載）内はフォークリフト走行通路及びトラック積み込み場所につき作業者は立入り禁止。運転者は運転席からトラックボデー上の安全な場所所持機。 |
| 積付け又は取卸の方法 | フォークリフトによるトラック積み込み作業 | | | | |
| 適用する安全作業マニュアル、作業手順等 | フォークリフト運転者は作業手順書NO4の作業手順を適用すること。 | | | | |

図表2 運行経路の作成例（大分労働局）



CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 昔使用していたカーバイトの処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。
少しやり取りをしたのでそのまま記載します。

(質問)

昔稲作をしていた時に、スズメを追い払う装置に使用していたカーバイトが小屋から出てきました。どう処分したら良いか。量は、2 kg程度です。

(回答)

使用した後のカーバイトカスではなく、まだ利用可能なカーバイトであれば、まず、スズメを追い払う装置を現在利用している方を探してお譲りすると良いと思います。

カーバイトとして利用する方が見つからない場合は、量が2 kgと少ないので市町に相談しても良いと思います。市町は、一般廃棄物処理計画に照らしてもしかすると処理してくれるかもしれません。

しかしながら、市町ではこの類の物の処理施設はないと思われ、また昔農業で使用していたとのでありますので、産業廃棄物として処分するよう指示があると思います。カーバイトが2 kgと少量ですので、少しずつ水を加え安定化させ、カーバイトカスの状態、つまり、消石灰にして処理してはどうでしょうか。消石灰は学校の校庭のライン引きなどにも利用されており有害なものではありません。また、2 kg程度の量であれば、土壌改良剤として庭などの所有地で利用することも可能ではないかと思えます。

念のため、カーバイト自体は有価物であり産業廃棄物ではありませんが、カーバイトカスを処分できる業者を2, 3社紹介しました。(この後、協会員を3社紹介しましたが、その後問い合わせはありませんでした。)

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、12月31日現在、正会員193社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

－青年部に入会しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。12月31日現在、27名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。TEL028-612-8016

スキルアップを考えている方に必須の試験です

(公社)全国産業資源循環連合会



産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)



本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です(令和4年7月認定)

※「人材認定等事業」登録制度とは、環境教育等促進法第11条に基づき、民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の認定事業を国が登録する制度です。(詳細は環境省ホームページをご覧ください)

こんな人のニーズにおススメです

- 人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。
- 廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身に付いているかを確認したい方。

この検定に合格すると...

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和5年2月19日(日)10時～11時30分

受験料: 12,100円(税込)

詳細は連合会ホームページにてご案内します

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



産廃 人材育成

検索

- 【受付期間】 令和4年12月1日～令和5年1月19日
(ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)
- 【申込方法】 専用ポータルサイトにて受付
- 【試験形態】 マークシート方式による筆記試験
- 【試験範囲】 廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

【試験会場(予定)】全国12場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

| | | | | |
|----------|--------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 開催場所(定員) | 岩手県(50名) アイーナ いわて県民情報交流センター | 栃木県(70名) 栃木県総合文化センター | 東京都(120名) TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター | 神奈川県(90名) かながわ労働プラザ |
| 会場名 | 新潟県(80名) 新潟県建設会館 | 石川県(60名) 金沢商工会議所会館 | 長野県(60名) ホテル信濃路 | 静岡県(50名) レイアップ御幸町ビル |
| | 愛知県(50名) ウイングあいち (愛知県産業労働センター) | 広島県(120名) 広島工業大学専門学校 | 福岡県(50名) 福岡県中小企業 振興センター | 熊本県(60名) ユースピア熊本 |

- 【後援】 環境省
- 【共催】 一般社団法人岩手県産業資源循環協会 公益社団法人栃木県産業資源循環協会 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会 一般社団法人石川県産業資源循環協会 一般社団法人長野県資源循環保全協会
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 一般社団法人愛知県産業資源循環協会 一般社団法人広島県資源循環協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会 一般社団法人熊本県産業資源循環協会

《お問合せ先》

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間/月～金 9:00～17:00

●定休日/土日・祝日

2022.07

栃木県気候変動

適応
センター

通信
23号

気候変動影響下でも 「なし」の安定生産を！

栃木県の「なし」は生産量が全国第3位。気候変動に適応する研究により、主要農産物である「なし」の安定生産を目指す「栃木県農業試験場」の取組を紹介します。



気候変動が「なし」の生産に影響



冬～春の気温が高い

➡ 発芽・開花が早まる

➡ 低温による被害



発芽・開花が早まったところに低温にさらされると、結実不良が起きます。近年、頻度が高くなっており、県内でも大きな被害が発生しています。



凍害による花芽の枯死



霜害による花器の裂皮

夏の極端な高温

➡ 成熟期の高温による障害

成熟期の高温により、果肉の軟化、みつ症等の果肉障害、貯蔵性が低下するなどの被害が発生しています。



みつ症

厳しさを増す気候変動に適応

新 生育予測プログラム開発で 安定生産を！

受粉や摘果などの管理作業を適期に実施するためには、的確な生育予測が重要です。果樹研究室では、気象データを基に、県内主要生産地10地点における「なし」の開花期や収穫期などの予測情報を提供しています。

しかし、近年、気候変動の影響はさらに強まり、現在のプログラムでは予測誤差が大きくなっています。

そこで、生育予測の精度を向上させた新たな予測プログラムを開発しています。併せて、各生産者のほ場などにおける予測を可能にすることを目指します。

新プログラムは、生産現場が生育予測を手軽に行えて、気候変動下での「なし」の安定生産に役立つものとしていきます。



栃木県農業試験場生まれ

「にっこり」

1996年に品種登録

お父さん：豊水

お母さん：新高

栃木県が誇る国際観光地の「日光」と梨の音読み「り」を組み合わせて命名。

大きくて、柔らかく糖度の高い、
ジューシーなおいしさが自慢

大きいものは、1kg超。

11月中旬までが収穫期ですが、涼しい場所で2か月程度保存できて、お正月にも楽しめます。

海外にも輸出しています！

見た目も 味も
すごい「なし」！



栃木県気候変動適応センター 【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



Twitter

「アニサキス」による食中毒 ～生鮮魚介類は寄生虫に要注意！～

食中毒の原因は細菌やウイルスによるものなど様々ありますが、中でも近年、「アニサキス」による食中毒の発生が急増しており、注意が必要です。

1. 「アニサキス」って？ どうして食中毒になるの？

- ・アニサキス(幼虫)とは、生鮮魚介類(サバ、アジ、サンマ、カツオ、イカ、イワシ等)に寄生する寄生虫で、長さ約2～3センチ、白色で少し太い糸状であるのが特徴です。
- ・刺身や寿司などの生鮮魚介類を食べる日本人の食文化では、アニサキスが生きたまま人の体内に入ることがあり、胃壁や腸壁に刺入(しにゅう)して激しい痛みなどが生じ、食中毒を引き起こします。

2. 症状は？

- ・食後数時間～十数時間でみぞおちの激しい痛み、吐き気、嘔吐
- ・食後十数時間～数日後に下腹部の激しい痛み

※生鮮魚介類を食べた後などに激しい腹痛等の症状が起こった場合には、速やかに医療機関を受診してください。

3. 予防方法は？

- ・魚を購入する際は新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。

※アニサキスは寄生している魚介類が息絶えた後、時間が経過すると内臓から筋肉へ移動することが知られています。

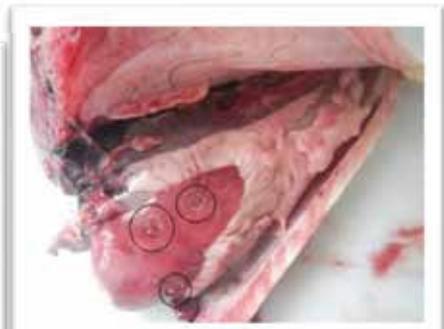
- ・内臓を生で食べない
- ・目視でよく確認して、アニサキスを除去する
- ・冷凍(-20℃で24時間以上)又は加熱(70℃以上、又は60℃で1分)する

※一般料理で使う食酢での処理や塩漬けをしても、また、しょうゆやわさびを付けても、アニサキスは死滅しません。



▼アニサキス

サバの筋肉に寄生したアニサキス(横浜市保健所提供)



お金のはなし（第17回 購入した後が実は一番大切）

【いつでも情報が聞ける相談相手を持つておくのは悪くない選択肢です】

投資信託を「銀行や証券会社の窓口で買ってはいけない」という意見が、ややヒステリックに広まっています。

業者側の利益や手数料が決して明らかにされない自動車や携帯電話のキャリアサービスを普通に店舗で購入する人も、こと投資信託には（コストが明確に表示されているにも関わらず）相当に疑心暗鬼で、金融業者を最初から「騙す人」のように伝えてしまうメディアの風潮は、結果的にいつまでたっても「投資の第一歩を踏み出せない人」を増やすだけなのではないかと心配です。

自分でとことん勉強し、インターネット証券会社（ネット証券）との取引で自己完結できる日本人は今後確かに増えると思います。そういう人は窓口でのアドバイスを必要とせず、ネット証券で購入することを選ぶでしょう。

しかし資産運用の成否のカギは、当初のコスト以上に買った後の「価格変動」時にあります。その時にいつでも電話できる、情報を送ってもらえるパートナーを持つことは、決して悪い選択肢ではありません。

投資信託を購入するときのコストのひとつである「申込手数料」は、販売会社（銀行や証券会社）が受け取ります。購入時の商品選びのサポートの対価であるのはもちろん、購入後の情報提供、いわゆるアフターケアの料金を先払いしているとも言えます。

仮に最安値でなくても店舗スタッフと一緒に、様々なメーカーを比較しながら自分に合った冷蔵庫を買いたい人は、きっとネット通販でなく家電量販店に行くでしょう。また、故障したらずぐに家まで来てくれる「街の電気屋さん」の存在も、最近では改めて見直されてきていると聞きます。

「購入した後が実は一番大事」な投資信託は、大学駅伝の伴走車のようにそっと寄り添い、後ろから必要なアドバイスをくれる人が必要な側面がある、と言えるかもしれません。

●窓口の担当者は「マラソンの伴走車」の人かもしれない



～お金のはなし（足利銀行）～

●投資信託にかかる2つの手数料

申込手数料

販売会社のみが徴収。買う時の相談はもちろん、より重要な「買った後」にアフターケアしてもらう対価と考えられる。

信託報酬

投信を継続運用していくコストとして、日々の投信資産から日割りで徴収していく。運用会社・販売会社・受託銀行で按分する。

今回は、ファンドの持ち方として「リターンは『トータル』で考える」と「『マーケット』との付き合い方」についてご案内予定です。

なお、当コラムは残り2回で終了いたします。ぜひ最後までお付き合いください。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けまます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客さまの“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインのホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



～栃木県立美術館からのお知らせ～



「二つの栃木」の架け橋

小口一郎展

足尾鉍毒事件を描く

2023年

1月21日(土)～3月26日(日)

栃木県立美術館

休館日：月曜日 開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
観覧料：一般900円（800円）、大高生600円（500円）、中学生以下無料
※（内は20名以上の団体料金）

主催：栃木県立美術館、下野新聞社

協力：小口一郎研究会

特別後援：佐呂間町、佐呂間町教育委員会

後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFMミヤマシ、NHK宇都宮放送局、
エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、
日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞社宇都宮支局

〒320-0043 宇都宮市桜木4-2-7 電話：028-621-5599 <http://www.art.pref.tochigi.jp/>



KOGUCHI Ichiro

A Retrospective

上：『鉍毒に追われて』より 35. 帰郷（部分）
1971-73年 紙、木版 小口一郎研究会蔵
下：『鉍毒に追われて』より 1. 治水か破水か（部分）
1971-73年 紙、木版 小口一郎研究会蔵

「にの栃木」の架け橋 小口一郎展

足尾鉍毒事件を描く

《ねこ》
1954年 紙、木版
小口一郎研究会蔵



栃木県小山市出身で版画家として活躍した小口一郎(こぐちいちろう、1914-1979)の全貌を、そのライフワークとなった足尾鉍毒事件を主題とした作品を中心に紹介します。幼少期より絵画に秀でた才能を示した小口一郎は、1946年に鈴木賢二らが結成した日本美術会の北関東支部の活動に参加し、本格的に木版画を手がけるようになると同時に、仲間たちとともに、絵画教室での指導やサークル活動に熱心に取り組んでいきました。その一方で、やがて足尾鉍毒事件と田中正造のこゝろを知って大きな衝撃を受け、広く世に伝える方法を模索し始めます。まずは、足尾銅山の鉍毒被害に苦悩する旧谷中村の農民たちと田中正造のこゝろ、次に、厳寒の佐呂間へ移住した人々の生活と帰郷への思い、そして最後に、足尾銅山の坑夫たちの労働問題を取り上げ、それぞれ連作版画《野に叫ぶ人々》(1969年)、《鉍毒に追われて》(1974年)、《盤庄に耐えて》(1976年)の3部作にまとめ上げました。これらは小口一郎の代表作として、今なお、高い評価を得ています。

《鉍毒に追われて》に描かれたように、明治期、鉍毒被害に遭った旧谷中村や渡良瀬川流域の農民たちは、北海道開拓移民として佐呂間の原野にわたり、「栃木集落」を形成しました。その後、歳月を経て、彼らが栃木県への帰郷を果たしたのは、1972年のことです。このとき、小口一郎が自ら帰郷運動の世話役を務め、当時の栃木県知事が受け入れを表明したことで、ようやく実現にいたりました。すなわち、2022年は、栃木県立美術館の開館50周年であると同時に、「もう一つの栃木」から帰郷して50年の節目の年にあたります。

開館50周年を記念して企画される本展は、小口一郎研究会の全面的な協力を得て、初めて連作版画《野に叫ぶ人々》、《鉍毒に追われて》、《盤庄に耐えて》の全点を一堂に展覧するものです。あわせて油彩画や版画作品なども紹介し、約300点で知られざる美術家、小口一郎の生涯を回顧します。



《野に叫ぶ人々》より 川俣事件(その二) 1955年 紙、木版 栃木県立美術館蔵



《鉍毒に追われて》より 38. 鋼鉄の爪跡 1971-73年 紙、木版 小口一郎研究会蔵



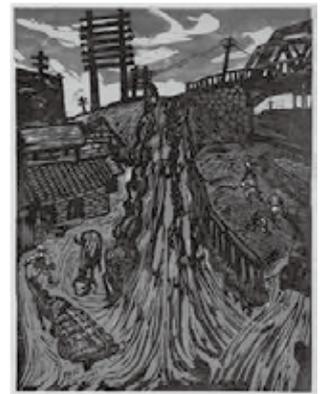
《盤庄に耐えて》より 4. 足尾銅山 1974-75年 紙、木版 小口一郎研究会蔵



《海の声》 1976年 カンヴァス、油彩 小口一郎研究会蔵



《自画像》 1968年 カンヴァス、油彩 小口一郎研究会蔵



《坂道》 1954年 紙、木版多色刷 栃木県立美術館蔵

関連イベント

1) 講演会「足尾銅山鉍毒事件と田中正造—小口一郎「三部作展」に寄せて—

講師：安在邦夫氏(早稲田大学名誉教授)
日時：2月26日(日) 午後2時～ 場所：集会室 *当日の観覧券が必要です。予約不要。定員80名。

2) 上映会+解説 *いずれも当日の観覧券が必要です。予約不要。定員80名。

小口一郎の連作版画による映画を上映後、各回とも、赤上剛氏(田中正造・足尾銅山鉍毒事件研究者)が解説(30分程度)

- 映画「足尾鉍毒事件 野に叫ぶ人々」(1971年制作、脚本・演出：篠崎隆、上映時間：約28分)
日時：1月22日(日) 午後2時～ 場所：集会室
- 映画「木版画で描く足尾鉍毒事件 鉍毒に追われて」(2013年制作、脚本・撮影構成：篠崎隆、上映時間：約45分)
日時：2月5日(日) 午後2時～ 場所：集会室
- 映画「版画で描く足尾鉍毒事件 盤庄に耐えて」(2015年制作、構成・演出・撮影：篠崎隆、上映時間：約48分)
日時：2月12日(日) 午後2時～ 場所：集会室

3) ギャラリートーク *いずれも当日の観覧券が必要です。予約不要。

- 小口一郎研究会代表の篠崎清次氏による作品解説
日時：1月21日(土)午後3時30分～ 場所：企画展示室入口
- 担当学芸員による作品解説
日時：2月18日(土)、3月4日(土)各回とも午後2時～ 場所：企画展示室入口

*感染症等の状況により、予定が変更になる場合があります。詳しくは当館のウェブサイトをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

栃木県立美術館 〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 電話 028-621-3566 <http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

【同時開催】 コレクション展Ⅳ 時のながれ 2023年1月21日(土)～3月26日(日)

陽成二展 混ざりあうカタチ
【宇都宮美術館のご案内】 同時開催
宇都宮美術館開館25周年 二つの教会をめぐる石の物語
2023年2月19日(日)～4月16日(日) 宇都宮市長岡町1077 電話 028-643-0100



交通のご案内

- 電車・バス
JR 東京駅から東北新幹線にて約50分
JR 宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)・東武宇都宮駅から関東バス「作新学院・駒生行き」にて15分、「桜通り十文字」下車、徒歩2分
- 自家用車
東北自動車道「鹿沼インター」より約10km、20分
北関東自動車道「壬生インター」より約13km、25分

栃木県立美術館
TOCHIGI PREFECTURAL MUSEUM OF FINE ARTS



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 ー許可証の変更等についてー

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

ー編集後記ー

明けましておめでとうございます。

2023 年が始まりました。昨年は、ロシアがウクライナに侵攻し、エネルギーや穀物価格が上昇し、世界的にインフレになり、金利が上昇し日銀も方向転換の兆しが見え、歴史的円安と物価高のダブルパンチが来ております。本県では、コロナ禍の中、第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ大会」が無事開催されました。

今年は、G7 広島サミットに合わせ、日光市で男女共同参画・女性活躍担当相会合が開催され、本県の魅力を更に広めることが期待されます。また、相変わらずコロナの新規感染者は高止まりで、第 8 波の真ただ中ではありますが、行動制限はかけられず経済は回っております。

日本では、ウサギは跳ねると言われておりますが、アメリカのバーニーマーケットは上下すると言われます。上がるのは物価だけでなく、賃金、景気がさらに上がるよう期待したいと思います。本年もよろしくお祈りいたします。

ー事務局だよりー

☆12月1日（木）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆12月9日（金）

環境学習出前授業が、佐野市立田沼小学校において開催され、青年部の山本副部長、村上・長濱部員が参加しました。

☆12月16日（金）

青年部役員会が、宇都宮市内において開催され、小林部長をはじめ9名が出席し、諸議題等について協議しました。